

生活困窮者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

生活困窮者自立支援法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付金の額の変更等の申請)

第2条 法第2条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「給付金」という。）の額の変更の申請は、別に定める様式による住居確保給付金変更支給申請書により行わなければならない。

2 給付金の支給期間の延長又は再延長の申請は、別に定める様式による住居確保給付金支給期間（再）延長申請書により行わなければならない。

(給付金の支給停止の届出等)

第3条 給付金の支給を受ける者は、省令第18条第1項に規定する職業訓練受講給付金を受けることができることとなったときは、遅滞なく、その旨を別に定める様式による住居確保給付金支給停止届により知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者であつて省令第18条第1項に規定する職業訓練受講給付金を受けないこととなったものは、給付金の支給を受けようとするときは、別に定める様式による住居確保給付金支給再開届により知事に届け出なければならない。

(認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更等の届出)

第4条 省令第22条の規定による届出は、別に定める様式による認定生活困窮者就労訓練事業変更届により行わなければならない。

2 省令第23条の規定による届出は、別に定める様式による認定生活困窮者就労訓練事業廃止届により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。